

# 大和大学情報システム利用ポリシー (学生向け)

大和大学

2023年4月1日 施行

機密性 2A(学生・教職員全員に公開)

## 1 趣旨

大和大学(以下、「本学」という。)では、各種の情報システムを本学学生向けに提供している。大和大学情報システム利用ポリシー(学生向け)(以下、本ポリシーと呼ぶ)は、本学学生が本学の情報システムを利用する際における可用性・機密性・完全性を確保し、発生し得る各種問題を未然に防ぐことを目的とする。

## 2 対象者

本ポリシーの対象者は、本学の情報システムを利用する本学の学生とする。

## 3 対象の情報システム

本規定で対象とする情報システムは、次のものである。

- ネットワーク
- PC 教室
- 図書館に設置された情報システム
- コピー機・プリンタ
- インターネットを通じて提供されるサービス
- 本学が提供するソフトウェア

## 4 利用者の責務

本節では、本ポリシーの対象者が対象の情報システムを利用する際に遵守しなければならない事項を定める。

### 4.1 情報システム全般に関する事項

本学が所有する情報システムのうち、3 節に掲げたものを本学学生に対して利用を認める。本学の学生が3 節に掲げたもの以外の本学が所有する情報システムを利用することは認めない。また、本学の学生であった者が本学の学生の身分を失ったとき、本学が所有するすべての情報システムを利用する権利を失う。

学生は、教育および研究目的に限り、本学の情報システムを利用することができる。情報システムの利用中に生じた事柄については、利用者が一切の責任を負うものとする。

利用者は、各情報システムを利用する上で必要な ID・パスワードを自己の責任で厳格に管理しなければならない。ID・パスワードを紛失または漏洩したことを発見した場合、ただちに教務情報室に申請し、再発行を受けなければならない。

利用者は、本学の情報システムを用いて下記の行為、並びにその試みをしてはならない。

- 情報システムに不正にアクセスする行為。
- 不正に情報を得る行為。
- 故意に情報システムに障害を与える行為。
- 本学が所有または管理するソフトウェアを不正に利用・複製する行為。
- システムの ID またはパスワードを第三者に譲渡、貸与、または開示する行為。
- 個人のプライバシーを侵害する行為。
- 教育及び研究目的以外の目的で利用する行為。

- 公序良俗に反する行為。
- 知的所有権、著作権及び肖像権等の権利を侵害する行為。
- 本学の名誉を傷つける行為。
- 法令に反する行為。
- その他、教務情報室が禁止の必要を認めた行為。

## 4.2 ネットワーク

学生は、自己の所有する情報端末を本学の学生用ネットワークに接続することができる。ただし、接続する情報端末は以下の条件を満たすものに限る。

- OS ならびにソフトウェアに最新のパッチが適用されていること。
- サポート期限の切れた OS やソフトウェアがインストールされていないこと。
- セキュリティソフトがインストールされており、それが有効化されていること。
- 定期的にウイルスチェックが実行されており、コンピュータウイルスが検出されていない状態であること。
- P2P ファイル交換ソフトがインストールされていないこと。

学生の所有する情報端末を接続することのできるネットワークは、原則として学生用無線 LAN アクセスポイントとする。ただし、研究室等で指導教員の管理の下有線 LAN の利用を認める場合がある。無線 LAN の利用方法については、本学教務情報室のホームページ等で学生に対して通知する。

## 4.3 PC 教室

学生は、PC 教室において本学が設置した PC を利用することができる。PC 教室は次の場所に設置される。

- C101 Media Communication Room
- D101 情報処理室
- E405 情報処理室
- F104 データサイエンスステーション

PC 教室において、利用者は次の事項を遵守しなければならない。

- PC 教室内で食事をとらないこと。
- 蓋のついていない飲食物を持ち込まないこと。
- 次の利用者のため、使用後は PC をシャットダウンし机上进行を整理すること。
- ソフトウェアのインストールを行わないこと。
- 暗号通貨の採掘を行わないこと。

## 4.4 図書館に設置された情報システム

図書館に設置された情報システムの利用方法については、「大和大学 図書館内情報機器利用規則」に定める。

## 4.5 コピー機・プリンタ

学生は、本学が設置したコピー機・プリンタを、所定の料金を支払うことにより利用することができる。利用料金は、各設置場所に掲示される。コピー機は次の場所に設置される。

- A 棟 1 階 図書館内
- B 棟 2 階 キャリアセンター
- C 棟 1 階 フリースペース
- E 棟 1 階 カフェテリア内

## 4.6 インターネットを通じて提供されるサービス

本学がインターネットを通じて提供するサービスの種類は、本学教務情報室のホームページ等で周知する。また、利用方法・遵守事項等は、それぞれのサービス上で周知する。

## 4.7 本学が提供するソフトウェア

本学が提供するソフトウェアの種類・利用方法・遵守事項等は、本学教務情報室のホームページ等で周知する。

## 5 教育

本学の学生は、3 条に掲げる本学が所有する情報システムを利用する前に、所定の教育を受け、一定の理解を行う必要がある。

## 6 罰則事項

教務情報室は、本規定に違反した者の情報システムの利用を期間を定めて停止することができる。さらに、本規程に違反した者は、学則の定めるところにより罰せられる場合がある。

## 7 公開事項

本規程は機密性 2A(学生、教職員全員に公開) とする。

## 8 改廃

本ポリシーの改廃は、大学協議会の議を経て行う。

本ポリシーの変更を求める者は、情報会議室に申請しなければならない。情報会議室は申請内容を審議し、変更が必要であると認められた場合には速やかに大学協議会に諮る。議決後、教務情報室は変更内容をすべての対象者に通知する。

教務情報室は、定期的 (年 1 回) に本ポリシーの内容の適切性を審議し、変更が必要であると認められた場合には速やかに大学協議会に諮る。議決後、教務情報室は変更内容をすべての対象者に通知する。

## 附則

1. 本規定は、2023年4月1日より施行する。